

平成28年度第1回

通算第28回

### 函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成28年11月1日（火曜日） 午前10時
開催場所	市役所8階第2会議室
議 題	1 個人情報保護運営審議会意見聴取事項について（諮問） （公開） 2 制度の運用状況について（報告） （公開） 3 その他 （公開）
出席委員	繪面 和子 委員，木本 裕子 委員，佐藤 敬一 委員，鈴木 旭 委員 原 公子 委員，堀田 剛史 委員
欠席委員	田島 久吉 委員
事務局の出席者の職氏名	三浦 祐一 総務部文書法制課長 橋本 志歩 総務部文書法制課主査
実施機関の出席者の職氏名	大安 淳一 農業委員会事務局農地課長 小林 文京 農業委員会事務局農地課主査
傍聴者	報道関係者 2人

堀田会長	ただいまから、第28回函館市個人情報保護運営審議
	会を開会します。
	開会に当たりまして、私から一言御挨拶申し上げます。
	本日は、お忙しいなか、委員の皆様におかれましては、
	個人情報保護運営審議会にご出席いただきまして、あり
	がとうございます。
	番号法の施行から1年が経過しまして、個人情報保護
	に対する市民の意識が一層高まってきており、個人情報
	保護制度に関する重要事項について調査審議する機会が
	増えることが予想され、審議会の役割の重要性がさらに
	増すと考えられるところですが、このたびは、実施機関
	から、電子計算機の通信回線による結合について、審議
	会の意見を求める旨の諮問がありました。
	本日の審議も含めまして、函館市の個人情報保護制度
	の運用がより一層適正に図られるよう、委員の皆様のご
	協力をお願い申し上げ開会に当たっての御挨拶といたし
	ます。
	本日の会議の進行については、審議会規則第3条第2
	項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなってい
	ますので、私のほうで進めさせていただきます。
	まずはじめに、委員の交代がありましたので、事務局

	より委員の皆様のご紹介をお願いします。
三浦課長	文書法制課長の三浦でございます。私の方から委員の皆様を御紹介させていただきます。
	なお、今回、任期途中ではありますが、委員の交代がありましたので合わせての御紹介となります。
	まず先に、交代されていない委員の皆様からです。
	改めての御紹介になりますが、堀田会長でございます。
	繪面副会長でございます。鈴木委員でございます。
	原委員でございます。
	なお、田島委員でございますが、本日、都合により欠席となっております。
	次に、交代された委員の皆様です。
	5月24日付けで宮川委員の後任としてお願いすることとなりました、木本委員でございます。
	10月26日付けで青田委員の後任としてお願いすることとなりました、佐藤委員でございます。
堀田会長	以上、よろしくお願いたします。
	それでは、早速議題に入りたいと思います。
	はじめに、これからの審議の公開・非公開についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公

	開で行うということで御異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
堀田会長	御異議ございませんので、会議は公開で行います。
	傍聴される方に議長からお願い申し上げます。
	引き続き会議は公開で行いますが、会議の進行に支障
	のないよう御協力をお願いします。
	それでは、議題の「(1) 個人情報保護運営審議会意
	見聴取事項」について、実施機関である農業委員会事務
	局から説明していただきたいと思えます。
大安課長	函館市農業委員会事務局農地課長の大安でございます
	す。本日はよろしくお願いいたします。
	それでは、議題のとおり、農地台帳システムの農地情
	報等の一元管理・利用システムへの移行、いわゆる「フ
	ェーズ2システム」への個人情報の移行につきまして、
	我々農業委員会が管理する農地台帳システムで保有して
	いる農地情報や農家情報等のデータを、外部の電子計算
	機により管理する行為が、函館市個人情報保護条例第
	10条第1項の結合の禁止等に当たることから、同項た
	だし書の規定により諮問を行うものでございますので、
	御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
	まず、概略と背景について、御説明させていただきます

	す。
	農地におきまして、耕作する権利を得るためには、通
	常、売買または賃借等を行うこととなりますが、農地の
	権利を移動することは、法律上、その内容、案件ごとに
	農業委員会や道知事の許可を必要といたします。
	したがいまして、農業委員会では、農地の情報、農地
	の所有者といった農家情報を、農地台帳システムにより
	管理し、その情報をもとに権利の移動の要件等が満たさ
	れているかどうかを判断し、許可を行っております。
	国はもとより、道や市でも、農家所得の向上、農業者
	の高齢化や離農による農家戸数の減少、また耕作されて
	いない遊休農地を増やさないために、さまざまな施策を
	展開しているわけですが、農業に関する問題を解決する
	ため、その農地を効率的に活用することが重要となって
	おります。
	現在、国では、フェーズ1システムを構築し、個人情報
	報を含まない範囲で、農地の土地情報や所有者による土
	地の活用意向情報等を「全国農地ナビ」と呼ばれるネッ
	ト上のサイトで公開を行い、誰でも気軽に閲覧できる状
	況になっております。
	しかしながら、市町村ごとに提供している農地情報デ

	ータをもとにしたフェーズ1システムの情報は、年に1
	度しか更新を規定しておらず、閲覧時期によっては、最
	新の情報が公表されていないことから、昨年、閣議決定
	された規制改革実施計画では、現況に基づく農地情報を、
	より速やかに反映できるシステムの構築が、強く求めら
	れております。
	そのため、国は、迅速なデータの更新が行われ、最新
	の情報を公開できるフェーズ2システムを整備するため
	に、農業委員会法を改正し、全国の市町村農業委員会が
	保有する個人情報の集約化が可能となる法整備を行いま
	した。
	そこで本題に入りますが、国は、全国の市町村農業委
	員会に対し、個人情報を含む農地および農家情報等の提
	供を求め、フェーズ2システムで一元管理するための整
	備を進めております。
	それでは、システムの移行ごとに構築概念を御説明い
	たしますので、これから配布する「フェーズ2システム
	移行についての参考資料」をご覧ください。
	それでは、1ページ目をお開きください。
	現在、それぞれの自治体にある農業委員会が、個別に
	農地台帳を管理しており、先ほどの公開システムである

	フェーズ1システムによる「全国農地ナビ」での情報公
	開システムが図式化されたものが図1となり、左が農業
	委員会で、中央がフェーズ1システムとなります。
	このシステムにより、インターネット公開用に限定さ
	れた情報を、一般の利用者が閲覧している状況です。
	その下の図2が、今回の一元管理されたフェーズ2シ
	ステムとなっております。上の図1のフェーズ1システ
	ムを拡張した形で、フェーズ2システムの構築がなされ
	ており、農業委員会とフェーズ1システムの間にフェー
	ズ2システムが設置されることとなります。
	それでは、2ページ目をご覧ください。
	こちらは、フェーズ2システムの構成図となっております。
	左側のピンクの枠で囲ってありますが、市の農
	業委員会となります。ピンクの矢印は、情報の流れとな
	りまして、ここで使用される回線は、総合行政ネットワ
	ークと呼ばれる、地方公共団体を相互に接続する行政専
	用のネットワーク、いわゆるLGWANであり、行政機
	関だけが持つ、独立した回線となっております。
	その矢印の先がアクセス領域と呼ばれまして、この利
	用システムを使って、今後、それぞれの農業委員会が、
	農地台帳を管理することになります。

	また、左上の茶色の枠と中央下の黄色の枠、青い枠は、
	関係機関となり、それぞれが、委員会等利用システム、
	格納システム、機構利用システムを通じて、L G W A N
	またはI P - V P Nと呼ばれる閉域網を使用し、情報の
	検索、参照、抽出、ダウンロードを行うこととなります。
	そこで、市条例第10条第1項の結合の禁止等の例外
	を認める場合の判断基準への対応についてですが、結合
	の目的について、市民福祉の向上または公益上必要かど
	うかでございますが、すでに営農している方やこれから
	農業を始める新規の農業参入者が、利用者のニーズや条
	件のあった最新の農地情報を利用でき、効率的な営農が
	行えるようになります。また、関係機関は、一元管理さ
	れた農地台帳情報を用い、遊休農地対策等に対する効果
	的な施策を検討、実施することできるようになり、結果
	的に農業者の適切な農地利用等を効果的に行うことがで
	きるようになります。
	方法の妥当性について、結合以外の他の手段で代替で
	きないかでございますが、国が整備を進めるシステムを
	使用しない方法で同等の機能を備えるシステムを農業委
	員会が独自で整備することを想定した場合、膨大なコス
	トがかかることとなります。



	結合の相手方について、個人情報保護の態勢および
	その信頼性はあるかどうかでございますが、結合の相手
	方は、事業主体である農業委員会ネットワーク機構で、
	農業委員会法の規定による農林水産大臣の指定を受けた
	組織です。また、農業委員会の上部組織団体である北海
	道農業会議は、北海道知事の指定を受けた組織であり、
	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による北海
	道知事から指定を受けた団体である農地中間管理機構、
	そして北海道、函館市と、いずれも公的機関です。
	結合の態様について、情報伝達は、双方向性か単一方
	向性かどうかについてでございますが、フェーズ2シス
	テムの利用システムに格納された情報は、それぞれの農
	業委員会が、それぞれの地域の情報のみを保守管理し、
	利用するものであることから、単一方向性であると言え
	ます。また、それぞれの権限の範囲内で情報の閲覧・収
	集をおこなう関係機関は、その情報についての補正、変
	更といった修正を加えられないことから、単一方向性で
	あると言えます。
	したがいまして、情報の伝達が単一方向であることか
	ら、情報の不用意な書き換えなどの危険性は低いと考え
	られます。

	保護態勢の検証について、相手方の個人情報保護態勢
	に関する説明，報告を聴取できるかについてでございます
	ですが，フェーズ2システムの最終管理者は，実施主体で
	ある農業委員会ネットワーク機構です。この機構が，各
	機関に対し，システムの利用を許可するものです。機構
	が許可をする際，フェーズ2システムの利用規約により，
	セキュリティ事故に関する責任の所在を明らかにし，ま
	た，個人情報の取り扱いについて定めを設けております
	し，その中で相談窓口による，保護態勢の説明，聴取を
	行える状況にあります。
	セキュリティ対策についてですが，フェーズ2システ
	ム全体のセキュリティ対策は，内閣に組織されたサイバ
	ーセキュリティ戦略本部が作成した「政府機関の情報セ
	キュリティ対策の統一基準」と「ガイドライン」の計
	210ページに渡る内容に適合するよう整備されてお
	り，この統一基準等は，近年のハッキング等による情報
	漏えいを防ぐために作成されてものです。
	フェーズ2システムそのものの技術的なセキュリティ
	はもちろん，物理的なもの，人的なもの，データの保護
	に関する事項までこと細かく規定されており，現在，考
	えられる対策が，全て施してあることが確認されており

	ますが、今後につきましても、未来の脅威に対しまして
	は、P D C Aサイクルによる検証等を反映させ、脅威に
	対応するものであります。
	具体には、フェーズ2システムでは物理的な脅威の間
	題として、サーバの設置場所についてのセキュリティ、
	例えば、施設への入退室の管理として、I Cカード使い、
	さらに生体認証として身体スキャナーを採用しているこ
	とや、当然のことながら監視カメラの設置、また耐震性
	や防火防水に関する要件、外部機関による監視などにつ
	いて、詳細を定めております。
	お手元には、フェーズ2システムの「セキュリティ対
	策の基本設計書の抜粋版」を添付しておりますが、これ
	はセキュリティ対策の大まかなものを抜粋しているもの
	ですので、説明については、割愛させていただきます。
	先ほどの資料の3ページ目をお開きください。
	セキュリティ事故による責任の範囲についてですが、
	万が一、事故が発生した場合、その発生個所による責任
	の所在が明確に定められており、赤枠の一番上の囲いが、
	農業委員会の責任範囲で、執務室にあるパソコン端末へ
	のウイルス感染と情報漏えいが考えられる脅威となりま
	す。

	最後に、フェーズ2システムの整備は、全国の取り組
	みとして、すでに今年度4月から仮稼働しており、一部
	の市町村農業委員会が、すでに実施しております。
	このシステムの稼働に関しては、国が進める法にのっ
	とった事業であり、現在のところ、全国の農業委員会が、
	このシステムへの移行を前提として進められておりま
	す。
	資料の4ページをお開きください。
	参考として、フェーズ2システムの前段である、フェ
	ーズ1システムの運用開始時に発出された「農地に関す
	る情報に係る個人情報条例の取り扱いについて」の文書
	を添付しております。囲い部分の内容が、各自治体の個
	人情報保護条例について、情報の提供の取り扱いに配慮
	を求めるもので、御承知おき頂きますよう、よろしくお
	願いたします。
	以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお
	願いたします。
堀田会長	ただいまの実施機関の説明に対しまして、各委員から
	御質問等ございませんか。
佐藤委員	このシステムに変えることによるメリットとデメリット
	トは何ですか。

大安課長	メリットとしましては、このシステムにより、農地台
	帳を更新することで常に最新の情報が確認できるように
	なります。今までのフェーズ1は、個人情報が入ってい
	ないシステムでした。農地というのは、先ほども御説明
	しましたが、売買や賃借を行い、耕作する権利を得るも
	のですから、農業をやりたいという方が自分でわかりや
	すく調べられるように、情報を提供できるようにしまし
	ょうというものになっています。デメリットは、セキュ
	リティの面だけになると思います。
佐藤委員	現在、全国で何パーセントくらい実際に稼働していま
	すか。
小林主査	4月1日から、北海道では約10パーセント仮稼働し
	ており、そこでシステムの不具合などを検証しています。
	そして、今年度末までには、全国全ての農業委員会でシ
	ステムを接続し、稼働させるスケジュールで進んでおり
	ます。
鈴木委員	専門的で難しい話ですが、かいつまんで言うと、農地
	の流動化を図りたいということになりますか。
大安課長	そうです。流動化や、集積です。
鈴木委員	農地情報をオープンにして、利用したい人に見てもら
	い、それで判断してもらおうということですね。

大安課長	そうです。遊休農地を増やさないう、新規就農者へ
	の情報提供などを行い、何とか今ある農地をこれ以上減
	らさないように、皆さんが農業にもっと気軽に参入でき
	るような情報を国レベルで提供したいということで進め
	ています。
鈴木委員	使われない農地もあるので、農地の有効利用を図ろう
	ということですね。
大安課長	農地が他の土地利用に転換されていかにうに、農
	地を農地として利用していただくためのシステムです。
鈴木委員	農地を農地として利用するということですか。
大安課長	そうです。
鈴木委員	例えば、あいている土地を利用して農業に関する事
	業を起こしたいというものは、システムを利用して情報
	を得ることはできますか。
大安課長	はい。基本的には農地は農地として使っていただくた
	めのシステムを、全国の方がよりわかりやすく見れるよ
	うな仕様で進めたいというのが基本です。
鈴木委員	制度も昔と比べればずいぶん変わってしまいました。
	昔は自作農創設といいますか、個人の農地を基本にした
	農業を考えていましたが、今は農地を流動化して大規模
	農業も育つようにしたいというのが国の考え方だと思ひ

	ます。それを進めていくために、必要な情報をオープン
	に提供していきたいという趣旨ですね。わかりました。
原委員	若い方で農業をやりたいという方が、少ないでしょう
	けれどもいらっしゃいます。そういう方たちが全国でこ
	れを見て、参入できることになりますか。
大安課長	情報を提供することによって、新規就農者の方もやっ
	てみたいという思いにはなると思いますが、絶対数が少
	ないです。そこは農業委員会でも苦勞していますが、一
	人でも就農したいと思っていただける方を増やすため、
	情報提供を進めていきたいという方針、政策であります。
原委員	北海道ですと、農地に牧場を併設することもあります
	が、牧場を広げるためには農地がないとできません。
	そのためには使われにくいんですか。
大安課長	基本的には、先ほども言ったとおり、集積を進めると
	いうこともありますので、散らばっている個々の農地を
	集積して大規模にし、法人化も進めていきたいというの
	が国の思いです。どうしてもお金がかかるものですから、
	施設を大きくすれば、維持管理のコストも含め費用対効
	果も出てきます。
	いずれにしても、そのようなことを考えている方
	に情報提供をすることによって、大規模農業化も含めて

	いろいろな手法を、農業をやりたいという方に広げてい
	ってもらいたいということが趣旨になるかと思えます。
原委員	わかりました。
鈴木委員	簡単に言えば、全国の農地の状況を誰が見てもわかる
	ように公開するという事なんですか。それで農業をや
	りたい、例えば今言われたように、牧畜でもやりたいと
	いう場合には、どんなところにどういう土地があるのか
	を探すときに、これを使えばいいということなんですか。
小林主査	今日審議していただいている内容はフェーズ2システ
	ムで、今おっしゃられた部分はフェーズ1システムとし
	てすでに公開されています。今までは、農業委員会の情
	報は、情報を欲しい方が、どういった農地があるかとい
	うことを直接窓口に見に来なければなりませんでした。
	本当に必要としている人たちのところになかなか情報が
	届かないという状況があったために、それをインターネ
	ット上で公開しましょうということを国が決めました。
	それがフェーズ1システムです。まずは自分が必要とす
	るような農地を検索できるシステムが、フェーズ1シス
	テムとして構築されました。そのフェーズ1システムも
	年に1回の更新なので、例えば見る時期が更新後のちょ
	うど1年後になりますと、1年前の古い情報を見ている



	ことになります。しかし、今回のフェーズ2システムに
	結合することによって、常に最新の情報を閲覧できるよ
	うになります。今回の取り組みにより、離農などでもう
	農地を活用できない方が、本当に必要としている方へ農
	地を権限移譲させるマッチングが進められることにな
	ります。そのための施策として、フェーズ2システムが
	あります。
大安課長	「全国農地ナビ」と検索していただければホームペー
	ジ上で誰でも閲覧できます。そこに個人情報に含まれて
	おりません。
堀田会長	他に質問等ございませんでしょうか。
繪面副会長	今回のシステムは農地中間管理機構からの御提示かと
	思うんですが、函館市に住んでいる者たちが、ここに問
	い合わせをすると、いろいろな情報を聞けるということ
	で押さえていいでしょうか。
小林主査	全国農業会議所の新しい名称である農業委員会ネット
	ワーク機構というのが、今回のシステムの実施主体にな
	ります。おっしゃられた農地中間管理機構では、国から
	委託された農業公社が、農地の流動化を図る取り組みを
	行っています。農業委員会ネットワーク機構は、我々農
	業委員会組織の上部団体のさらに上部団体です。道レベ

	ルの農業委員会組織のさらにその上の全国農業委員会組
	織が実施しています。上部団体であるネットワーク機構
	は、下部組織の農業委員会にセキュリティについて情報
	提供をするなどしております。
堀田会長	その他ございますか。ないようでしたら、審議会の意
	見を決めたいと思います。
	審議会の意見として、本件結合について承認するとい
	うことで御異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
堀田会長	皆さん異議がございませんので、審議会としては、議
	題の「(1) 個人情報保護運営審議会意見聴取事項」の
	本件結合については、承認するということとし、その旨
	実施機関に答申することといたします。
	なお、本件結合によりやり取りされる個人情報は、プ
	ライバシー情報の最たるものでありますので、漏えい等
	を防止するシステムの適正な管理や端末の不正使用の防
	止について十分注意して運用していただきたいと思いま
	す。
	実施機関の皆様には御苦労さまでした。御退室願いま
	す。
	(実施機関退室)

堀田会長	それでは，報告事項である議題の「(2) 制度の運用状
	況について」，事務局から説明願います。
三浦課長	それでは，事前に配布してございます，A3版の「制
	度の運用状況について」により御説明申し上げます。表
	紙の次のページ「別紙1」を御覧いただきたいと思いま
	す。
	はじめに，「個人情報の収集等届出状況」についてで
	ございます。
	この届出は，個人情報保護条例第6条第1項の規定に
	より，「実施機関が，継続かつ定型化して個人情報の収
	集等を新たに行う」場合や，「届け出た個人情報の収集
	等を廃止する場合」などに，市長に提出することが義務
	付けられているものでございます。この届出件数は，全
	ての届出が平成27年度中になされたということではな
	く，平成27年度以前から個人情報の収集等を開始する
	に当たって，届出が行われているものに，平成27年度
	中に新たに届出があったものを加え，さらに平成27年
	度中の届出の変更・廃止件数の増減を反映させ，平成27
	年度末現在で，各実施機関が，継続かつ定型化して個人
	情報の収集等を行っているものの件数であります。
	本年3月31日現在，平成27年度末現在において，

	市長，議会，教育委員会など，11の実施機関から提出
	済みの届出が，表の右下合計に記載のとおり3,060
	件ございます。
	カッコ内の2,927という数字は，前年同期の件数
	ですが，表の右，一番下合計にあります総件数の3,060
	とでは，前年比で133件増加しております。
	実施機関別の課ごとの内訳は，御覧のとおりござい
	ますが，主な理由といたしましては，企画部計画調整課
	の「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会
	の委員名簿」や財務部調度課の「配置予定技術者調書（総
	合評価落札方式用）」，さらには，戸籍住民課の「個人
	番号カード交付申請書」や「通知カード再交付申請書」
	など，新たな事業を開始したことに伴う増などが挙げら
	れます。
	以上が「個人情報の収集等の届出状況」でございます。
堀田会長	ただいまの，個人情報の収集等届出状況の説明に対し
	まして，各委員から御質問等ございませんか。
	ないようですので，引き続き運用状況について説明し
	てください。
三浦課長	続いて，「別紙2」を御覧いただきたいと思います。
	「平成27年度における目的外利用等の状況について」

	でございます。
	表の説明に入る前に、目的外利用等の制度の概要につ
	いて御説明申し上げます。
	個人情報保護条例第8条第1項および第2項には、実
	施機関は、特定個人情報を除いた個人情報を、収集した
	目的の範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互に
	利用してはならず、また、収集した目的の範囲を超えて
	市以外のものに提供してはならない旨規定されておりま
	す。
	市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報
	を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供する
	ことを外部提供と呼んでおります。
	このように制限されている目的外利用と外部提供では
	ありますが、条例上、一定の場合に行うことが認められ
	ており、その場合とは、「法令または条例に特別の定め
	があるとき」、「本人の同意があるとき」、「人の生命、
	身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつや
	むを得ないと認められるとき」、「正当な行政執行に関
	連して目的外利用するとき」、「審議会の意見を聴いて
	公益上必要と認めて外部提供するとき」で、これらの場
	合には、目的外利用、外部提供を行うことができること

	とされております。
	それでは、別紙２の表の説明に入っております。
	「平成２７年度における目的外利用等の状況」、まず、
	「１ 目的外利用」の状況についてでございます。
	収集目的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用す
	るものでございますが、件数は、１５の課において１４２
	件となっております。
	目的外利用された個人情報の所管課および主な利用内
	容や利用した課は、御覧のとおりでございます。
	このうちの主なものについて申し上げますと、財務部
	税務室市民税担当で保有する、市・道民税の課税状況に
	関する情報を福祉事務所亀田福祉課や市民部国保年金課
	が、生活保護費支給事務や国民健康保険料の算定に利用
	するなどしております。
	同じく、財務部税務室資産税担当の固定資産の状況に
	関する情報を、国保年金課が国民健康保険料の算定に利
	用するなどしたほか、土地・家屋の所有者の情報を総務
	部総務課が災害時の被災状況の確認等のために利用して
	ございます。
	税務室から４つ下、福祉事務所生活支援第１課で、保
	有する生活保護受給者の氏名等を子ども未来部子育て支

	援課が子ども・ひとり親家庭等医療費助成制度の被保険
	者の資格の取得・喪失の確認に、財務部税務室が税の減
	免が必要な者の実態把握を行うためにそれぞれ利用する
	などしております。
	その下の2つ、保健所地域保健課と保健所生活衛生課
	では、診療所の開設届や食品衛生法の営業許可台帳など
	を固定資産税の賦課業務のために財務部税務室が利用す
	るなどしております。
	また、その2つ下の子ども未来部母子保健課では、乳
	幼児健康診査票の受診時の情報などを、被虐待児の早期
	発見や適切な保護を行うために子ども未来部次世代育成
	課などが利用しております。
	また、下から3番目の企業局管理部料金課では、水道
	および下水道使用者の氏名や供給開始日、廃止日等の情
	報を、生活保護費支給事務のために福祉事務所生活支援
	第1課や亀田福祉課が利用するなどしております。
	続きまして、下段の表「2 外部提供」についてです。
	外部提供とは、国や道などの市の外部に、収集目的の
	範囲を超えて個人情報を提供するものでございますが、
	その件数は、13の課において、のべ495,760人
	分となっております。

	外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容や
	提供先は、御覧のとおりでございますが、このうち、主
	なものでございますが、表の上から4番目の財務部税務
	室資産税担当では、資産等の状況のうち家屋の情報を、北
	海道が5年ごとに見直しを行って作成する都市計画策定の
	基礎資料のために提供しているほか、資産等の課税状況に
	関する情報などを税務署や他の地方公共団体などに
	378, 891人分提供しております。
	また、その1つ上の財務部税務室市民税担当では、主に、
	市・道民税の課税状況に関する情報などを税務署や他の地
	方公共団体などに43, 421人分提供しております。
	その税務室から3つ下の保健福祉部介護保険課では、介
	護保険サービス認定調査票などの情報を、訪問介護等の介
	護サービス計画を作成するために、指定居宅介護支援事業
	者などに対して51, 508人分提供しております。
	その1つ下の福祉事務所生活支援第1課では生活保護の
	受給の有無の情報などを本人の同意によりNHKに受信料
	の減免手続のため提供するなどしております。これが
	6, 933人分でございます。
	また、下から3番目の企業局上下水道部業務課では、給
	水管の所有者の情報を給水管の指定工事業者などに、



	8, 189人分提供しております。
	以上が、「平成27年度における目的外利用等の状況」
	でございます。
堀田会長	ただいまの、平成27年度における目的外利用等の状
	況についての説明に対しまして、御質問等ございません
	か。
	ないようですので、引き続き運用状況について説明し
	てください。
三浦課長	「別紙3」を御覧いただきたいと思います。
	「平成27年度自己情報の開示等の請求内容と処理内
	容」についてでございます。
	個人情報保護条例では、請求権として、1つ目として、
	自己情報の開示を求めること、2つ目として、記録の内
	容が事実でないときに訂正を求めること、3つ目として、
	収集の制限に反したときに記録の削除を求めること、4
	つ目として、目的外利用・外部提供の制限に反している
	ときにその中止を求めること、以上4つの請求権を保障
	しております。
	平成27年度の請求は、全て自己、自分の情報を見た
	いという、開示請求でございました。3人の方から請求
	があり、このうち、2人の方に全部開示、1人の方に非

	開示の決定を行っております。
	この非開示の決定となった理由は、「請求に係る公文書
	を保有していない」ことがその理由となっております。
	また、平成27度においては、これらの決定に対する
	不服申立てはございませんでした。
	「自己情報の開示等の請求内容と処理内容」につつま
	しては、以上でございます。
	なお、これまでに当審議会の意見をお聴きした事項に
	ついてとりまとめた例年同様の資料を配布させていただきました
	ので、参考にさせていただきたいと思っております。
	以上でございます。
堀田会長	ただいまの、平成27年度自己情報の開示等の請求内
	容と処理内容についての説明に対しまして、御質問等ご
	ざいませんか。
	ないようですので、次に(3) その他として委員の皆様
	から何かありませんか。
	事務局からはどうですか。
三浦課長	ありません。
	その他ないようでございますので、本日の会議はこれ
	をもちまして終了したいと思います。
	委員の皆様には、大変ありがとうございました。

